

第 11 回「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」開催

平成 27 年 12 月 5 日（土）、広島県呉市の「ビューポートくれ」において、ゆうちょ財団主催の「知的障がい者等に対する金融教育支援員セミナー」が開催されました。

今回は、金融教育支援員登録者のほか、手をつなぐ育成会の会員、特別支援学校の教員等、多くの皆さまに参加していただきました。

最初に、ゆうちょ財団より、財団の知的障がい等のある人に対する金融教育講座の開催状況、金融教育支援員講座の目的等の説明を行った後、「障がいのある人の“お金とリスク”のはなし」をテーマに講座が開催されました。講師はぜんち共済株式会社の富岡竜一氏が務めました。

障がいのある人が生活するうえで考えなければならないのは、「働く」「暮らす」「使う」「備える」「貯める」の 5 つのテーマです。今回の講座では、この 5 つのテーマを中心に説明しました。

まず、障がいのある人のライフステージは、就学期、青年期などの年齢ごとに考えていく必要があります。各年齢ごとに取り巻く法制度があり、それに伴う生活状況の変化や必要な手続き等があります。特に、就学期から青年期に至る 18 歳以降の期間は、取り巻く法律が児童福祉法から障害者総合支援法に移行する時期であり、20 歳からの障害年金の請求手続など、今後のライフプラン設計上の重要性が強調されました。

また、障がいのある人のリスクについては、病気・けがのリスクや他人へのリスク（個人賠償リスク）については多くの保護者が気づいていますが、他人からのリスク（虐待・経済的搾取）については意外と気づいていないものです。特に、就労する場合、通勤時や職場での人間関係など、このリスクが高まることが説明されました。

このほか、障がいのある人のための支援制度では、特別障害児扶養手当などの国の制度として運営されているものや、地方自治体の制度として運営されている支援策が紹介されました。地方自治体の支援制度は、各自治体の財政状態により、内容や受給要件などが異なり、各自治体間の格差が大きいことが説明されました。

参加者からは「事例を挙げながらの話が分かりやすかった」「トータルで系統的に学べた」などの感想をいただきました。



金融教育支援員向けセミナーは、次回は東京都での開催（平成 28 年 1 月 16 日）を予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。